



セカンドオピニオン

株式会社滋賀銀行

インパクトファイナンス実施体系

定期レビュー

2026 年 8 月 31 日

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：田中 麻実

格付投資情報センター(R&I)は、滋賀銀行が 2026 年 7 月までに実施したポジティブインパクトファイナンス(PIF)の新規取り組み案件、PIF 実施先へのモニタリング実績、実施体制の見直し結果などの情報を閲覧し、担当者への質問を実施した。R&I はこれらの情報と手続きの範囲において、滋賀銀行の PIF 実施体系の運用を確認し、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)のポジティブインパクト金融原則(PIF 原則)に適合していることを確認した。

1. 評価対象

(1) 経営戦略におけるサステナビリティ

滋賀銀行は滋賀県で圧倒的な市場地位にある地域銀行。隣接する京都市でも一定の営業基盤を確保している。源流は彦根市の百廿三銀行と近江八幡市の八幡銀行に遡る。伝統ある近江商人の経営哲学「三方よし(売り手よし、買い手よし、世間よし)」を受け継ぎ、1966 年に行は「自分にきびしく 人には親切 社会にくす」を定めた。経営理念には「地域社会」「役職員」「地球環境」との共存共栄を掲げている。

滋賀銀行では 1999 年に制定した環境方針の下で早くから環境経営に取り組み、今日のサステナビリティ経営に発展させてきた。2017 年に地方銀行として初めて SDGs 宣言を発表したほか、2020 年 2 月には UNEP FI が主導する責任銀行原則(PRB)についても地方銀行で初めて署名し、サステナビリティをビジネスの中心に据えている。その後も「サステナビリティ方針」や「サステナブルな社会の実現に向けた投融資方針」を制定し、事業活動が環境や社会にもたらすポジティブ・インパクトの増大およびネガティブ・インパクトの回避・低減に向けた取り組みを推進している。

サステナビリティ経営を進める中で、2024 年 4 月にはパーパスとして「『三方よし』で地域を幸せにする」を新たに定め、滋賀銀行グループの存在意義を明確化した。同時にスタートした第 8 次中期経営計画では、パーパスに基づき、実現したい地域社会の姿として「自分らしく未来を描き、誰もが幸せに暮らせる社会」を掲げている。グループ内外のさまざまな資本を活用した取り組みを通じ、ステークホルダーに提供する価値の最大化を図る。中期経営計画における達成指標の 1 つにサステナブルファイナンス実行額を掲げており、2029 年 3 月までに累計 7,000 億円の実行を目指す。PIF をはじめ、サステナビリティ・リンク・ローンやグリーンローンなどの提供を通じ、顧客企業のサステナビリティの取り組み支援と地域金融機関としての企業価値向上を図る。

(2) インパクトファイナンスの業務管理体制

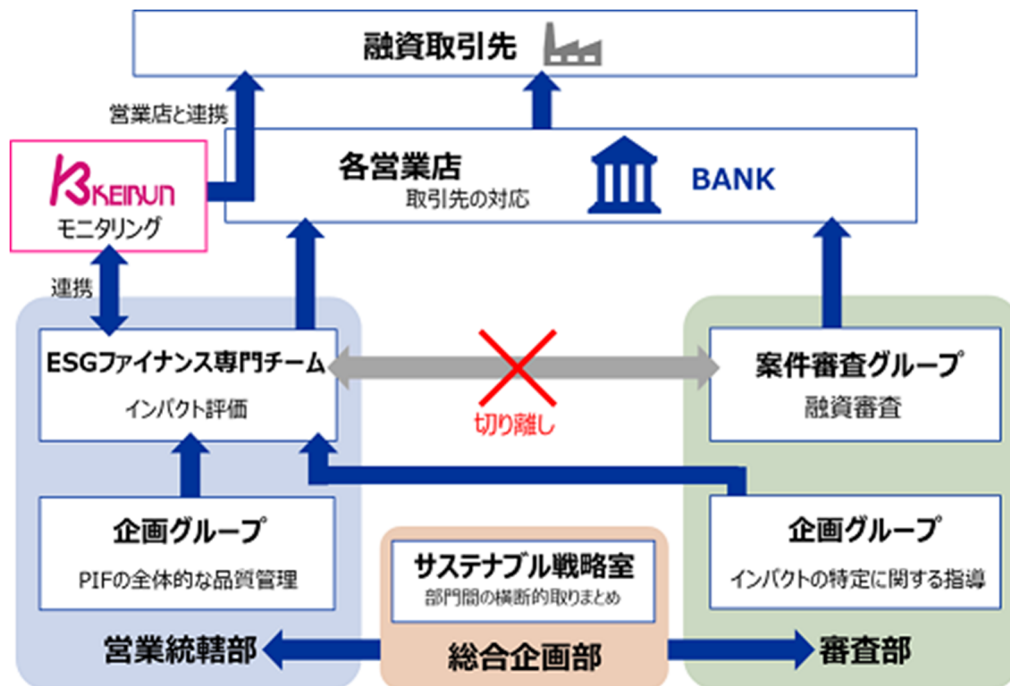
頭取を委員長とする滋賀銀行グループを横断するサステナビリティ委員会が中長期的な ESG(環境・社会・ガバナンス)課題とその対応について議論する。委員会は年 4 回開催し検討結果を取締役会に報告する体制となっている。委員会の運営を含めサステナビリティ方針に沿った経営戦略を推進するための専担部署として総合企画部にサステナブル戦略室を設置している。サステナブル・ファイナンスに関する知見をもつシンクタンクなどと連携して業務運営の専門性・客観性・透明性を担保している。インパクトファイナンスの実施状況はサステナビリティ委員会の議題として取り上げる。

インパクトファイナンスの実務体制は下図の通りである。インパクト評価は通常の案件審査とは切り離れた判断が必要との考えから審査部とは別のラインとして営業統轄部内に設置する ESG ファイナンスの専門チームが実施する。ポジティブインパクトファイナンス(PIF)の融資商品としての品質管理は同部の企画グループが担い、融

資先に提供する評価書は営業統轄部長が決裁する。他方、事業性評価などで蓄積した企業分析の知見を有効に活用するために審査部の企画グループがインパクトの特定に関して部門をまたいで ESG ファイナンスの専門チームに指導する。サステナブル戦略室が両部門間の調整を担う。融資実行後は、しがぎん経済文化センター(KEIBUN)が営業店と ESG ファイナンスの専門チームと連携してインパクトをモニタリングする。

ESG ファイナンスの専門チームは SLL やグリーンローンなどの ESG ファイナンスの推進、SDGs コンサルティングの実施サポート、それらの調査・研究を専門的に行うチームとして 2020 年 10 月より活動を開始し、現在は専担者を複数名配置している。PLB 格付、SDGs コンサルティング、ESG ファイナンスの業務経験を生かしてインパクト評価を実施している。

■インパクトファイナンス実施体制図



[出所: 滋賀銀行]

(3) 業務プロセス

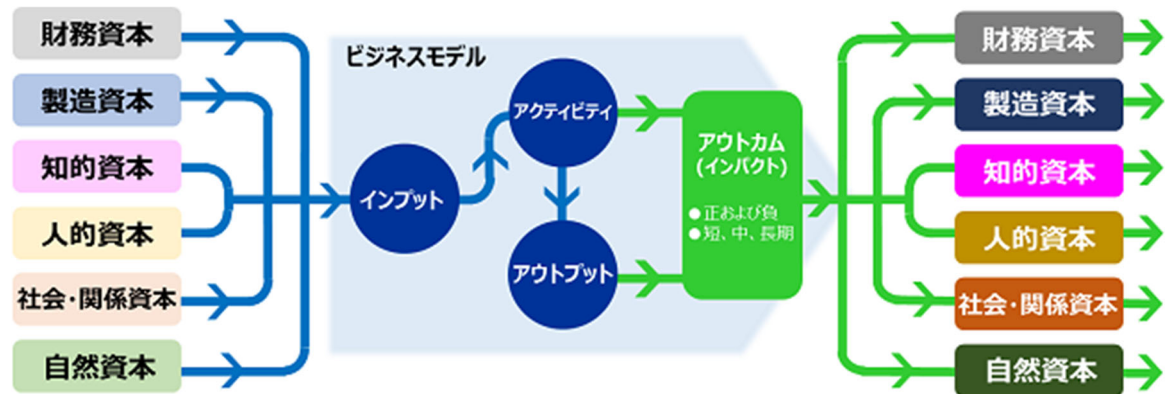
① インパクトの特定

インパクトの特定に先立ち企業の全体像を認識する。事業セグメントごとにサプライチェーンと活動エリアを調べてステークホルダーを明らかにしていき、企業の外部環境と内部資源を把握する。同時に経営の理念、方針、戦略への理解を深め、マテリアリティ(重要課題)を確認する。特に経営者がサステナビリティとどう向き合っているのかを知ることに努める。

企業の全体像を、それを支える様々な資本(資源や関係性)の中に位置付けて統合的にとらえる。事業活動(アクティビティ)を通じて、投入(インプット)した資本から製品、サービス、副産物、廃棄物を産出(アウトプット)したり、利益の蓄積、労働意欲の減少、地域の活性化などの影響(アウトカム)を与えたりするシステム(ビジネスモデル)の中で、資本がどのように変化(増減、変換)するのかについて因果関係を明らかにして図表として可視化したものがロジックモデルである(次ページ図表参照)。

ロジックモデルの中で資本の増減、変換が生じる部分がアウトカムであり、滋賀銀行はこれをインパクトと位置付け、正の変化をポジティブインパクト、負の変化をネガティブインパクト——として特定する。ロジックモデルの作成にあたりバリューチェーン上でインプット、アクティビティ、アウトプットを見える化する。

■ロジックモデルのイメージ



[出所: 滋賀銀行]

特定したインパクトについて国際目線と整合性をとる。UNEP FI が提供する分析ツール「インパクトマッピング」を用いて、「インパクトレーダー」が示す持続可能な開発の 3 つの側面（社会、環境、経済）を網羅するインパクトエリア・トピック（下図参照）と国際標準産業分類（ISIC）等の業種の対応関係を調べ、融資先がインパクトを与えるカテゴリ、その度合い（大／小）、影響の内容を確認する。マッピングしたカテゴリをロジックモデルで特定したインパクトの内容と比較する。両者に相違がある場合には分析の過程で見落としがなかったかもう一度確認する。

融資先が活動する社会の要請を加味してインパクトの重要度を判断する。日本国内の活動については環境省が策定した「インパクトファイナンスの基本的考え方」に示されたインパクトニーズマップを参照してニーズを確認する。滋賀県内の活動が活発な場合には、滋賀県が公表している「滋賀県基本構想」や「滋賀県 SDGs 未来都市計画」など、活動の中心が他の地域にある場合にはその自治体のまちづくり計画など——をそれぞれ参照する。主な調達先や販売先あるいは生産拠点が海外にある場合には、持続可能な開発ソリューションネットワーク（SDSN）が「持続可能な開発レポート」内で公表する各国の SDG ダッシュボード（下図参照）でインパクトニーズを確認する。

滋賀銀行は最終的に特定したインパクトと重要度を踏まえてその領域を決定し、ポジティブインパクトのねらいを定める。

■インパクトレーダー



[出所: UNEP FI]

■SDG ダッシュボード



[出所: SDSN]

② インパクトの評価

滋賀銀行は特定したインパクト領域において、意図したポジティブインパクトの達成度の確認と重大なネガティブインパクトの管理のためにインパクトを測定する。各領域についてインパクトの種類（社会／環境／経済）と影響（正／負）、インパクトレーダーのカテゴリや SDGs との関連性、主要な事業活動と取り組み方針を整理して目標と KPI を設定する。インパクトを導出したロジックモデルに戻って企業の活動が資本に及ぼす変化や変換を捉える指標やそこに至る道筋にあって進捗を確認できる指標などを検討する。融資実行による「インパクトの追加性」についても可能な限り評価する。環境省が策定した「インパクト評価ガイド」に紹介された指標例なども参考にする。

インパクト評価を踏まえて融資先の状況が下表の 3 分類のどれにあたるのかを決定する。ポジティブインパクトに該当する場合にのみ融資案件を「ポジティブインパクトファイナンス」と呼ぶ。分類の結果によらず評価の内容を融資先にフィードバックして、今後の戦略などについて対話を実施する。

■ 評価結果の分類

分類	融資先の状況
ポジティブインパクト	環境、社会、経済のうち少なくとも 1 つに大きなポジティブインパクトを与え、重大なネガティブインパクトは適切に緩和・管理されている。
ポジティブインパクトトランジション	環境、社会、経済のうち少なくとも 1 つに大きなポジティブインパクトを与えているが、ネガティブインパクトは現在緩和（管理）されていない。しかし重大なネガティブインパクトを緩和・管理していくために、中長期的なビジョンや移行計画を融資先が策定し実行し始めている等、ポジティブインパクトの分類に移行し得るプロセスに入っている。
ポジティブインパクトに該当しない	ポジティブインパクトの有無にかかわらずネガティブインパクトが全く緩和（管理）されておらず、ポジティブインパクトの分類に移行し得るプロセスも実施されていない。

[出所：滋賀銀行]

③ モニタリング

融資先のインパクト管理体制と開示方針を確認する。滋賀銀行は KEIBUN と連携して意図したポジティブインパクトの達成状況と重大なネガティブインパクトの管理状況をモニタリングする。目標に対する KPI の実績は少なくとも年に 1 回確認することを融資契約に盛り込む。公開情報の確認や日々の対話を通じたフォローアップも実施する。

2. 適合性の評価

滋賀銀行は前項に示したインパクトファイナンスの業務管理体制や業務プロセスを「インパクトファイナンス実施体系」として 2021 年 9 月に文書化（非公開）している。R&I は滋賀銀行が 2026 年 7 月までに実施した新規取り組み案件、PIF 実施先へのモニタリング実績、実施体制の見直し結果などの情報を閲覧し担当者への質問を実施した。R&I はこれらの情報と手続きの範囲において、実施体系が PIF 原則の 4 つの事項それぞれについて運用されていることを確認した。PIF 原則に関しては UNEP FI が公表している関連文書やツールを適宜参照している。原則と主な確認事項は以下の通り。

原則1 定義

ポジティブインパクト金融はポジティブインパクト・ビジネスのための金融である。

持続可能な開発の 3 つの側面（経済、環境、社会）のいずれにおいても潜在的なマイナスの影響が適切に特定され緩和され、なおかつ少なくともそれらの 1 つの面でプラスの貢献をもたらすこと。

ポジティブインパクト金融はこのような持続可能性の課題を総合的に評価することから、持続可能な開発目標（SDGs）における資金面での課題に対する直接的な対応策の 1 つとなる。

- 実施体系において SDGs の達成と企業収益の向上を両立するビジネスモデル（ポジティブインパクト・ビジネス）に対して融資する意図を確認している。
- インパクト分析に用いるロジックモデルは国際統合報告評議会（IIRC）¹が策定した統合報告フレームワークの

¹ IIRC は 2021 年にサステナビリティ会計基準審議会（SASB）と合併して価値報告財団（VRF）となった。

考え方に基づいている。この枠組みでは企業が生み出す価値は「外部環境の影響を受け、ステークホルダーとの関係性を通じて創造され、多様な資源に支えられている」と説明する。自然環境や社会における関係性など様々な資源や関係性を幅広く資本と定義して、企業の活動はこのような資本から恩恵を受け、またそれらに影響を与える存在と位置付けている。これは持続可能な開発において特定の部分にフォーカスする施策よりも全体を捉える施策(holistic approach)が有効であるとするポジティブインパクトの考え方に近い。

- インパクト評価の最終段階で融資先を「ポジティブインパクト」に分類した場合にのみ「ポジティブインパクトファイナンス」とする運用になっている。

原則2 枠組み

ポジティブインパクト金融を実行するには、事業主体(金融機関または非金融機関)がそれらの事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは投融資先の事業主体から生じるポジティブインパクトを特定してモニタリングするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。

- インパクトを特定する方法は上述の通りポジティブインパクト金融の考え方と親和性のあるロジックモデルを中心に据えて、UNEP FI が提供するツール「インパクトレーダー」「インパクトマッピング」を活用して国際的な見方との整合性をとる。インパクトニーズは SDG ダッシュボードなどのツールを活用して的確に把握する。
- 個別案件ごとにインパクトニーズと現状のギャップを評価して KPI・目標を設定することとしている。PIF を含む個別融資案件の取り扱いにおいては、環境や社会に影響を与える可能性の高いセクター・事業に対する融資方針などを確認している。
- ポジティブインパクトのねらいを明確にして意図したインパクトの実現度合いモニタリングするプロセスがある(原則 4 参照)。
- インパクト評価に専属の担当者を配置している。担当者の能力のベースは伝統的な企業分析。PLB 格付で得た地域環境に関する知見、SDGs コンサルティングでのロジックモデルの運用経験と SDGs の知見、ESG ファイナンスの組成経験を取り込んでインパクト評価を実施し、専門チームの中でインパクトファイナンスの知見を蓄積している。
- 実施体系の文書には「アウトプット」「アウトカム」「マテリアリティ」など専門的な概念について用語の説明を設けたり、既存の融資業務とは異なる観点については注意喚起を促したりしている。実施案件のモニタリングで融資先との対話で共有できた気づきや実感したインパクトなどの情報を営業店などに広く情報発信して、銀行内でインパクトファイナンスの知見の共有を図りスキルアップするための工夫がみられる。
- 実施体制は専担部署が営業店、審査部、サステナブル戦略室、KEIBUN との連携により既存業務の枠組みの中でインパクトファイナンスを効率よく運用する。一方、インパクト評価の判断に他の業務の影響が及ぶことを最小限に抑えるために、インパクト評価の決裁は案件審査とは切り離す運用としている。
- 実施手続きは少なくとも年に 1 回、インパクトファイナンスの方針・戦略・体制、顧客のニーズ、実務上の課題、国際的な動向の観点から見直し、必要に応じて内容を更新する。

原則3 透明性

ポジティブインパクト金融の事業主体(金融機関または非金融機関)は以下のような点について透明性の確保と情報開示が求められる。

- ポジティブインパクトとして資金調達した事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは投融資先の事業主体において意図したポジティブインパクトについて(原則 1 に関連)
 - 適格性を判断し、影響をモニタリングし検証するために確立されたプロセスについて(原則 2 に関連)
 - 資金調達した活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体が達成したインパクトについて(原則 4 に関連)。
- 滋賀銀行は融資先をポジティブインパクトに分類する場合、インパクトファイナンスの評価書を融資先に提供するとともに、融資先が合意できる範囲において評価書の内容を公表する。評価の実施状況については独立した評価機関によるレビューを受け、その結果をファイナンスの実施概要とともに公表する。
 - インパクトファイナンスの体制と業務プロセスに関しては R&I が独立した評価を実施して、それらの概要と評価結果を本オピニオンとして公表する。
 - モニタリングにおける測定値やインパクトの検証については、実行前に滋賀銀行と融資先が合意した方法に基づいて実施する。滋賀銀行はできる限りこれらの情報の開示を求めていく。2026 年 3 月までに実施したモニ

タリングの概要は、融資先別に滋賀銀行のウェブサイト上で公表している。

原則4 評価

事業主体（金融機関または非金融機関）が提供するポジティブインパクト金融は意図するインパクトの実現度合いによって評価されなければならない。

- 滋賀銀行はインパクト評価においてインパクトの特定に用いたロジックモデルに戻って考える。意図したインパクト（アウトカム）はどのような資本の変化・変換によって現れるのか、それを測定する手段を検討する。企業のアクティビティやアウトプットからアウトカムに至る道筋は様々で、それによって発現するまでの時間の経過も異なってくる。融資期間、測定の実務、開示の手段などを勘案して適切な KPI を設定する。
- 地域金融の事業特性や滋賀銀行のサステナビリティへの取り組み姿勢を踏まえると、継続的な取引先の事業変化を支援するような融資が多くなると想定される。このような場合、個別融資の実行による追加的な効果を測るのは難しい。滋賀銀行は既に発現しているインパクトだけではなく、これから生み出されるインパクトの評価に努めることを実施手続きに明記している。
- 融資契約に KPI の報告を義務付けるとともに、案件の実行時に KPI・目標値、モニタリングのポイントなどを整理した年次モニタリング用の帳票を融資先と共有する。これにより融資先の目標達成に向けた意識を高めている。
- 今次定期レビューにおいて、滋賀銀行および KEIBUN が顧客との面談による現状の認識共有・目標達成に向けた伴走支援を適切に実施していることを確認した。

以上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。